

令和3年度第1回 八戸市健康福祉審議会

介護・高齢福祉専門分科会

案 件

- (1) 第8期八戸市高齢者福祉計画に基づく介護施設等の整備及び運営事業者
募集要項（案）について

..... 資料1-1

..... 資料1-2

- (2) 第7期八戸市高齢者福祉計画の進捗状況について

..... 資料2

- (3) 八戸市介護給付適正化計画の実施状況について

..... 資料3

第 8 期八戸市高齢者福祉計画に基づく
介護施設等の整備及び運営事業者募集要項

(案)

令和 3 年 8 月

【問合せ・提出先】 八戸市 市民防災部 介護保険課 管理グループ
〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1 番 1 号
電 話 0178 - 43 - 2287 (直通)
F A X 0178 - 47 - 0732
Eメール kaigo@city.hachinohe.aomori.jp

I	はじめに.....	1
II	募集内容.....	1
III	応募の要件.....	2
IV	応募の受付期間及び方法等.....	3
	1 応募の受付期間及び方法.....	3
	2 募集要項に関する質問.....	3
	3 応募書類.....	3
	4 提出部数.....	4
	5 作成上の注意.....	4
V	事業者の選考方法等.....	5
	1 審査及び選定方法.....	5
	2 結果の通知及び公表.....	5
VI	スケジュール（予定）.....	6
VII	開設予定地又は既存の建物の用途変更に係る確認事項.....	7
VIII	施設開設に対する補助制度.....	8
IX	禁止事項.....	9
X	応募に当たっての留意点.....	9
XI	日常生活圏域.....	11
別紙1	第8期八戸市高齢者福祉計画に基づく介護施設等の整備及び 運営事業者応募に係る質問票.....	12
別紙2	応募書類一覧.....	13
別紙3	評価基準.....	15
様式1～17	省略

I はじめに

八戸市では、第8期八戸市高齢者福祉計画（以下「計画」という。）において、令和3年度から令和5年度までの間に整備する介護施設等の整備数を定め、計画的に整備を進めることとしております。

この募集要項は、計画に基づき介護施設等の整備及び運営を行う事業者について、募集の内容及び時期等について説明したものです。

応募者の中から、事業計画等を審査して事業者を選定します。

II 募集内容

募集 1	看護小規模多機能型居宅介護または小規模多機能型居宅介護のいずれか
	<ul style="list-style-type: none">・サービス種別 看護小規模多機能型居宅介護・募集（整備）数 登録定員 29 名×1 施設・整備区分 サテライト型を除き、新設又は既存訪問看護事業所からの移行（既存小規模多機能型居宅介護からの移行は不可）
募集 2	<ul style="list-style-type: none">・サービス種別 小規模多機能型居宅介護（介護予防）・募集（整備）数 登録定員 29 名×1 施設・整備区分 新設
	<ul style="list-style-type: none">・サービス種別 認知症対応型共同生活介護（介護予防）・募集（整備）数 18 床（9 床×2 施設 または 18 床×1 施設）・整備区分 9 床の場合：既存施設（1 ユニットのみ）の増床 18 床の場合：新設又は既存施設（1 ユニットのみ）の増床
募集 3	<ul style="list-style-type: none">・サービス種別 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間対応型訪問介護併設可）・募集（整備）数 1 施設・整備区分 一体型又は連携型
募集 4	<ul style="list-style-type: none">・サービス種別 特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）（介護予防）・募集（整備）数 60 床分・整備区分 転換・その他 応募床数は、募集数の範囲内で任意とします。なお、応募状況により、募集数に過不足が生じた場合は、床数を調整することがあります。

※事業開始年度は、令和4年度となります。ただし、必要に応じて、時期を調整する場合があります。

Ⅲ 応募の要件

項目	要件	
介護保険サービスの指定申請（設置）の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に定めるものであること。 ・八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に定めるものであること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護 	法人（指定申請時に法人格を有するものを含む。）又は病床を有する診療所を開設しているもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・特定施設入居者生活介護 	法人（指定申請時に法人格を有するものを含む。）
指定	介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第2項、第78条の2第4項及び第115条の2第2項、第115条の12第2項に該当しないこと。	
指定取消処分	介護保険法に定める指定の取消し又は効力の停止の処分を受けたことがないこと。	
税金等の滞納	法人が、直近2年間の市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税）の滞納がないこと。	
指名停止	令和元年度以降に、八戸市の競争入札参加資格者の指名停止措置を受けていないこと。	
破産	会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続をしている法人でないこと。	
暴力団関係	<ul style="list-style-type: none"> ・役員（就任予定者を含む。）等が八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）に定める暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。 ・八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に掲げるものでないこと。 	
人員、設備及び運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に定める基準等を満たす計画であること。 ・八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に定める基準等を満たす計画であること。 	
開設予定地及び建物	<ul style="list-style-type: none"> ・開設予定地が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にかかっていないこと。⇒八戸市洪水ハザードマップを参照 ・開設予定地及び建物が、都市計画法、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、文化財保護法等その他関係法令において、確実に建設できるか関係部署に確認済であること。 ・既存建物の用途を変更して、建物を使用する場合は、消防法、建築基準法に適合するものであること。 	

IV 応募の受付期間及び方法等

1 応募の受付期間及び方法

(1) 応募の受付

令和3年10月1日（金）から令和3年11月15日（月）まで
（※土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 応募方法等

- ① 応募に当たっては、「II 募集内容」のサービス種別ごとに行ってください。
- ② 応募書類の提出先は、八戸市庁本館1階 市民防災部介護保険課管理グループとします。
- ③ 事前に電話等で提出日時を予約した上で持参してください。郵送による応募はできません。
- ④ 応募書類の提出に当たっては、応募する事業者の職員等が持参してください。

2 募集要項に関する質問

募集要項の解釈に関する質問及び回答は、次により行います。

(1) 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめて、別紙1の第8期八戸市高齢者福祉計画に基づく介護施設等の整備及び運営事業者応募に係る質問票（12ページ参照。以下「質問票」という。）に記入の上、Eメール又はFAXにより提出してください。

なお、公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。

(2) 質問の受付

- ① 期間 当該要項公表日から令和3年10月15日（金）午後5時まで
- ② 時間 随時
- ③ 送信先 八戸市市民防災部介護保険課管理グループあて
Eメール kaigo@city.hachinohe.aomori.jp
FAX番号 0178-47-0732

※ 電話及び口頭での質問の受付は行いません。

※ 質問票を送信後は、受信確認のため、担当グループあてに電話にて確認をお願いします。

※ Eメールを利用する場合は、件名を「八戸市介護施設等の整備及び運営事業者応募に係る質問票」と記載してください。

(3) 回答の方法

質問のあった項目は、随時、市のホームページ上で回答します。

3 応募書類

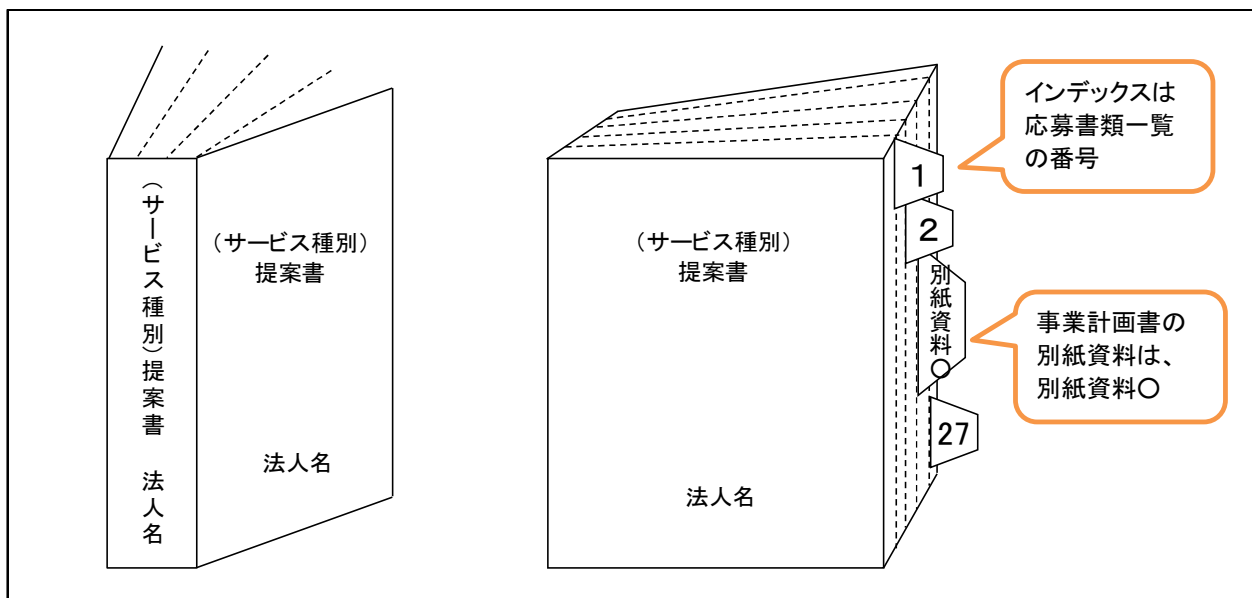
別紙2の応募書類一覧（13ページ参照）のとおりです。

4 提出部数

応募書類は10部（応募時に1部、内容確認後に9部コピー可）提出してください。

5 作成上の注意

- (1) サービス種別ごとにフラットファイルにまとめて提出してください。
- (2) 応募書類はA4版で作成し、A5版やB5版の書類等はA4用紙に貼り付けて綴じてください。
- (3) 図面はA3版で作成し、A4サイズにたたんで綴じてください。なお、図面は両面印刷不可とします。
- (4) 応募書類一覧及び所定の様式の備考に記載の添付書類以外は提出しないでください。なお、事業計画書（様式7-1～7-4）における別紙資料は各項目A4版で作成し、事業計画書様式と合わせて30枚以内としてください。
- (5) 応募書類一覧の上から順番に、番号入りのインデックスを付けた仕切紙をはさみ綴じてください。
- (6) フラットファイルの表紙・背表紙に、サービス種別及び法人名を記載してください。
- (7) 受付期間終了後の資料の追加提出、差替え等はできません。ただし、市が必要と認める場合は追加書類を求める場合があります。
- (8) 応募書類が分かりにくい、正確に記載されていない等の事項については、適切に評価されない場合がありますので、具体的で分かりやすい記載に努めてください。



V 事業者の選考方法等

1 審査及び選定方法

- (1) 審査は、書類による一次審査、ヒアリングによる二次審査の2段階方式で行います。
- (2) 審査における配点及び評価基準は、別紙3の評価基準（15ページ参照）のとおりです。
- (3) 一次審査の各評価項目における評価点数の合計が上位の者（募集数+2事業者）から二次審査の対象者とし、評価点数の合計が同じ応募者が2人以上あるときは、評価基準における大項目「職員の状況」、中項目「職員の処遇」の評価点数が高い応募者を上位とします。
- (4) 一次審査終了後、応募者へ結果を通知します。二次審査の対象となる応募者へは、日時を通知します。
- (5) 二次審査は、選考会における選考員の各評価項目の点数のうち、最高点数と最低点数を除いた平均点数を評価点数とします。
- (6) 一次審査と二次審査の各評価項目の評価点数を合計し、合計評価点数が高い順に募集数に応じて事業者を選定します。
- (7) 合計評価点数が同じ応募者が2人以上あるときは、二次審査の評価点数の合計が高い応募者を上位として事業者を選定しますが、二次審査の評価点数の合計も同じ応募者が2人以上あるときは、くじ引きにより事業者を選定します。
- (8) 合計評価点数が評価基準における配点の合計の6割に満たない場合は、事業者として選定しません。

		募集1	募集2	募集3	募集4
募集数		1施設	18床	1施設	60床分
一次審査	実施機関	介護保険課			
	配点	17点		12点	17点
	二次審査対象者	上位から3者	上位から3者または4者	上位から3者	応募状況による
二次審査	実施機関	選考会（応募者の役職員等が選考員となることはありません）			
	配点	83点			
合計	配点	100点		95点	100点
	配点の合計の6割	60点		57点	60点

2 結果の通知及び公表

選定結果は、令和4年2月下旬を目処に通知することとし、ホームページ上で公表します。

VI スケジュール（予定）

募集説明会	令和3年9月30日(木)
応募受付開始	令和3年10月1日(金)
質問受付期日	令和3年10月15日(金)午後5時まで
質問への回答	随時、市のホームページに掲載
応募締切	令和3年11月15日(月)
一次審査結果通知	令和3年12月中旬
二次審査	令和4年1月21日(金)
選考結果通知	令和4年2月下旬
開発許可等手続	令和4年3月以降
補助金交付申請	令和4年7月以降
入札→契約→着工	補助金交付決定後

※ 補助金の活用を予定していない場合は、補助金交付申請が不要となります。

Ⅶ 開設予定地又は既存の建物の用途変更に係る確認事項

事業予定地の利用や建築に際しては、様々な規制や制限があり、各種法令・規制等に適合している必要があり、事業予定地を確保しても協議や許可等に時間を要し、事業開始予定の時期にむけて建築工事等の着工ができない場合もあります。

また、増築等建築行為がなくても、既存建物の用途を変更して、建物を使用する場合は、建築基準法の規定に適合させる必要があります。

そのため、必ず応募前に各担当部署の窓口で、介護施設等の整備に際し必要となる手続等を確認し、その結果を報告してください。

なお、各担当部署へは、電話等で必ず事前連絡の上、照会等を行い、協議を進めるようお願いいたします。

【開発許可等の確認】（担当部署：建築指導課 開発指導グループ 43-9136）

都市計画法により、市街化区域内において、建築を目的として土地の造成（盛土、切土、擁壁を新設する等）、道路の新設、農地の廃止等を行う場合には、開発許可が必要となる場合があります。この際、開発許可の許可基準を満たしていることを確認するため事前相談が必要になります。

なお、市街化調整区域内においては、原則として福祉施設の建築はできません。

都市計画法関係規定により、介護施設が建てられない地域では、既存の建物の用途変更が認められない場合があります。

【農振法の確認】（担当部署：農政課 農政グループ 43-9164）

建設予定地が農振法に規定される農用地区域の場合、農振除外が可能かどうかを確認するため、事前に相談してください。

【農地法の確認】（担当部署：農業委員会事務局 農地グループ 43-9448）

建設予定地の地目が農地の場合、農地転用が可能かどうかを確認するため事前に相談してください。

農地転用が可能な農地であった場合、市街化区域内については農地転用届出が、市街化区域以外については農地転用許可申請の手続が、それぞれ必要になります。

【名勝・埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の確認】（担当部署：社会教育課 文化財グループ 43-9465）

市内には名勝種差海岸（鮫地区）の指定区域、490箇所の遺跡が所在し、文化財保護法が適用されています。名勝指定区域や遺跡において、住宅・事業所等の建築や建替え（増築・改築含む）、宅地や道路の造成、看板・擁壁等の工作物の設置など、何らかの開発行為を行う場合、工事着手前に許可申請等の手続が必要になります。

なお、工事予定地の名勝指定区域や遺跡への該当の有無は、社会教育課窓口あるいはFAX（47-4997）で確認できます。

【消防法の確認】（担当部署：八戸広域消防本部 予防課 44-2133）

火災の早期発見、通報、初期消火、迅速かつ安全な避難を実施するため、建築物の使用用途、面積等により、消火器や自動火災報知設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等の設置が義務付けられています。

新規指定申請、増築、改築、移転、用途変更等による変更届提出の際には、必ず事前に所管の消防本部予防課または消防署に確認してください。

【建築基準法の確認】（担当部署：建築指導課 建築審査グループ 43-9438）

既存の建物を介護施設として使用する場合、確認申請が必要になる場合があります。（建築基準法第87条 用途の変更に対するこの法律の準用）

また、用途の変更に加え、増築、改築、移転のほか、大規模の修繕等を行う場合にも、建築基準法の手続が必要となる場合がありますので、担当課窓口で確認してください。

VII 施設開設に対する補助制度

現段階では、補助制度の詳細が確定していませんが、令和3年度の補助制度は次のとおりです。
なお、今回の選定をもって補助金の交付対象とすることを保証するものではありませんので、資金計画の策定に当たっては補助金の不交付も想定し、これに対応できるよう計画して下さい。

〔参考：令和3年度の補助制度〕

青森県が定める「地域密着型サービス等提供施設整備費補助金」及び「施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金」の対象施設

① 施設整備

ア	（看護）小規模多機能型居宅介護	33,600千円／施設数
イ	認知症対応型共同生活介護	33,600千円／施設数
ウ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,940千円／施設数
エ	特定施設入居者生活介護	—

② 開設準備経費

ア	（看護）小規模多機能型居宅介護	839千円／宿泊定員数
イ	認知症対応型共同生活介護	839千円／定員数
ウ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14,000千円／施設数
エ	特定施設入居者生活介護	839千円／定員数

※ 補助金を活用して建物等の補助財産を取得した場合、当該補助財産を取得する際の抵当権の設定、補助財産の処分や転用（目的外使用）などの財産処分については、事前許可が必要となることに注意してください。

IX 禁止事項

次の行為を行った場合、審査を行うことなく失格とします。また、事業者選定後であっても同様とします。

- (1) 審査前に、選考員及び市職員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
- (2) 応募書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
- (3) 資金の確保、計画予定地、設備の構造、人員配置等重要な事項に問題が生じ、施設開設が困難となった場合
- (4) その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

X 応募に当たっての留意点

- (1) 介護保険法等の関係法令のほか、次の各種基準等も参照し応募してください。
 - ・八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年八戸市条例第31号）
 - ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号老振発第0331004号老老発第0331017号）
 - ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
 - ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）
 - ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号）
 - ・八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第71号）
 - ・八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第73号）
 - ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）
 - ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
 - ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
 - ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）
 - ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号老振発第0317001号老老発第0317001号）

- (2) 各募集内容における事業開始時期について、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、時期を変更する場合があります。
- (3) 応募内容を確認するため、必要に応じて調査を行います。
- (4) 応募書類の作成に伴う費用は、全額応募者の負担とし、結果にかかわらず書類は返却しません。
- (5) 応募を辞退する場合は、辞退する旨を書面（任意様式）にて提出してください。
- (6) 選定した事業者が辞退した場合、当該サービス種別の次位の応募者と協議し繰上げて選定する場合があります。
- (7) 選定後に事業計画を変更する場合、選定を取り消す場合があります。

XI 日常生活圏域

日常生活圏域	町内名
1 市川・根岸	古場蔵、轟木上、轟木下、桔梗野一区、桔梗野二区、桔梗野三区、桔梗野四区、桔梗野五区、桔梗野六区、桔梗野七区、桔梗野八区、桔梗野九区、桔梗野十区、尻引、向谷地、高屋敷、市川上、市川下、中平（市川）、古館、大谷地、橋向北、橋向南、陸奥市川、三菱製紙社宅、多賀台一丁目、多賀台二丁目、多賀台三丁目、多賀台四丁目東、多賀台四丁目西、多賀台ヒルズ、松ヶ丘、松ヶ丘ニュータウン、新和、高森、陸上自衛隊営内、日計、日計ヶ丘、八太郎、陸上自衛隊官舎、海上自衛隊官舎、高州町、洲先、日計団地、海上自衛隊営内
2 下長・上長	尻内、一番町、矢沢、三条目、笹ノ沢、張田、正法寺、大仏、J R前河原、穂園町、東一番町、東二番町、内舟渡、千田、石堂、河原木、小田、高館、第二高館、海上前、河原木市営、河原木県営、高館ニュータウン、下長町、河原木県営第二、河原木県営第三、石堂一丁目、石堂二丁目、石堂三丁目
3 田面木・館・豊崎	松園町、上田面木、南田面木、中田面木、下田面木、松園団地、八幡、坂牛、櫛引、通清水、一日市、烏沢、上野、堀川、高岩、櫛引宿舎、下七崎、池田、上七崎、滝谷、鷹ノ巣、永福寺
4 長者・白山台	稲荷町、徒土町、本徒土町、廿三日町、荒町、新荒町、上組町、上徒土町、常番町、町組町、廿六日町、本鍛冶町、烏屋部町、古常泉下、山伏小路、八坂町、長者山下、北糠塚、東糠塚、南糠塚、西糠塚、榎形、藤子、藤子新町、休場、大杉平、二ツ屋、板橋、泉町、鍛冶畑、南藤子、笹子（根城）、白山台県営、東白山台、西白山台、南白山台、北白山台、白山台中央、白山台市営住宅、天狗沢、番屋、鴨平、土橋
5 三八城・根城	第一内丸、第二内丸、第三内丸、第四内丸、第五内丸、常海町、窪町、番町、馬場町、新堀端町、堤町、十三日町、三日町、八日町、十八日町、朔日町、六日町、十六日町、城下一丁目、城下二丁目、城下三丁目、城下四丁目、沼館二丁目第一、沼館二丁目第二、沼館三丁目、淀、観音下第一、観音下第二、観音下第三、長根、熊ノ堂、西売市、南売市、桜木町、新組、白山、鹿島町、東根城、根城電力、根城、根城三丁目、南鹿島
6 小中野・江陽	栄町（小中野）、森ノ奥、大町一丁目、大町、上左比代、左比代、新丁、新堀、北横町、南横町、諏訪河原、第一中道、浦町、新地通り、新地、本中条、中条、臺館、新栄町、工場街、江陽町、双葉町、入舟町、江陽四丁目第一、入江町、江陽一丁目、江陽二丁目、北斗町、舟見町、江陽五丁目第一、江陽五丁目中央、北青葉、諏訪一丁目、諏訪二丁目、諏訪東
7 柏崎・吹上	廿八日町、塩町、下組町、柏崎新町、下大工町、十一日町、若葉町、西類家、中類家、東類家、南類家、緑町、青葉町、東青葉町、北類家、類家五丁目、類家四丁目、諏訪三丁目、岩泉町、堤田町、向田屋、新長横町、長横町、鷹匠小路、寺横町、大工町、鍛冶町、月丘町、旭町、長者町、元町、幸町（吹上）、館越、田向、松富町、仲町（吹上）、積善町、高園町、栄町（吹上）、春日町、類家南団地、南類家三丁目、南類家一丁目
8 是川・中居林	中居林、梨ノ木平、石手洗、石手洗団地、東中居林、八重坂、中居、田中、差波、館前、西山、母袋子、水野、岩沢、妻ノ神、志民、風張、是川一丁目南、是川一丁目東、是川一丁目、是川二丁目、是川三丁目、是川四丁目、是川五丁目、是川三丁目南、是川四丁目東、是川四丁目中
9 大館・東	湊高台六丁目、湊高台一丁目、湊高台五丁目、湊東町、湊高台三丁目、湊高台二丁目、湊高台四丁目、桜ヶ丘二丁目、町畑、第二桜ヶ丘、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、横町、館下、山道、中町（大館）、法光野、野ばら、塩入、妙、妙団地、野場、花生、松館、東十日市、西十日市、旭ヶ丘一丁目東、旭ヶ丘一丁目南、旭ヶ丘一丁目西、旭ヶ丘一丁目北、旭ヶ丘二丁目、旭ヶ丘三丁目、旭ヶ丘四丁目、旭ヶ丘五丁目、新井田団地、見晴台、第一寺分、第二寺分、第三寺分、南野場、新井田西
10 白銀・湊	本町（湊）、柳町、木口キ長根、高台町、永楽町、第一永楽町、赤坂、上中道、中道、下中道、第一久保、第二久保、上の山、館鼻、下条、浜須賀、汐越一部、汐越二部、大沢、山手通、山手本町、青潮、岩淵（湊）、大沢片平、第三三島、第二三島、第一三島、清水川、下夕通り、第一砂森、東ヶ丘、第二人形沢、第一人形沢、第三本町、第二本町、第一本町、三島、三島丘、三島上、小学校通り、夏川戸、第一新町通り、中平町（白銀）、雷、源町、高見町、美幸町、坂ノ脇、坂ノ上、山手三島、大沢頭、第一三島上、南ヶ丘、栗沢道、東坂ノ上、岩淵（大館）
11 白銀南・鮫・南浜	下大久保、上大久保、金吹沢、美保野、白銀台一丁目、白銀台二丁目、白銀台北、白銀台三丁目、白銀台三丁目東、長沢、白銀台三丁目南、岬台、岬台第一、岬台宿舎、岬台県営、白銀台四丁目、白銀台五丁目、白銀台六丁目、白銀台七丁目、左部長根第一、大久保、町道、第一大久保、巻目、岬台一丁目、岬台二丁目、岬台三丁目、第二砂森新、二子石本町、二見町、千代田町、山の手、忍町、第三二子石、新富町、住吉町、有楽町、未広町、御園町、美登里町、緑ヶ丘、東町、幸町（鮫）、仲町（鮫）、本町（鮫）、浜町、日出町、弁天町、汐見町、蕪島町、岬町、恵比須浜、岬ヶ丘、東大平町、南大平町、皐月町、美原町、忍町の2、白浜、深久保、棚久保、種差、法師浜、大久喜、金浜、扇ヶ浦
12 南郷	南郷の全ての町内

第 8 期八戸市高齢者福祉計画に基づく介護施設等の整備
及び運営事業者応募に係る質問票

送信日	令和 年 月 日 ()	
送信先	八戸市市民防災部介護保険課 管理グループ 行き Eメール kaigo@city.hachinohe.aomori.jp FAX 0178-47-0732	
送信元	法人名	
	所在地	
	TEL	
	FAX	
	担当者	
募集内容	<input type="checkbox"/> 募集 1 ・ <input type="checkbox"/> 募集 2 ・ <input type="checkbox"/> 募集 3 ・ <input type="checkbox"/> 募集 4	
募集要項での 対応部分	<input type="checkbox"/> 募集要項 _____ ページ ・ <input type="checkbox"/> 別紙 2 _____ ページ ・ <input type="checkbox"/> 別紙 3 _____ ページ ・ <input type="checkbox"/> 様式 _____	
	該当箇所	_____ 行目 ~ _____ 行目
質問事項 ※質問内容は 簡潔にお願い します。	について	
	質問に関連する法令、通知等	

- ※ 電話や窓口での質問の受付は行いませんので、本票を E メール又は FAX で提出してください。
- ※ 質問は令和 3 年 10 月 15 日 (金) 午後 5 時まで受け付けます。
- ※ 回答は、随時、市ホームページに掲載します。
- ※ 質問票を送信後は、受信確認のため、担当者あてに電話にて確認をお願いします。

応募書類一覧

No.	書類の種類	様式	備考
1	提案書	様式 1	
2	介護保険法第78条の2第4項（及び第115条の12第2項）の規定に該当しない旨の誓約書	様式 2-1 ～ 2-3	
2	介護保険法第70条第2項及び第115条の2第2項の規定に該当しない旨の誓約書	様式 2-4	
3	役員名簿	様式 3	
4	納税証明書（直近2事業年分）		・市町村税（法人所在地が八戸市外の場合）
5	申立書（兼同意書）	様式 4	
6	法人の定款、寄附行為等及び登記事項証明書		設立予定の場合は、定款案、法人設立登記申請書の写し、設立するまでの具体的スケジュール及び法的根拠が分かる資料を添付すること。
7	土地・建物に係る関係部署との協議状況調書	様式 5	
8	開設予定地の登記事項証明書又は賃貸借契約書その他の使用権限を確認できる書類		・開設予定地を所有予定の場合は、所有権移転に関する同意書 ・借地予定の場合、建物の耐用年数以上に賃貸借契約を継続する旨の地権者からの承諾書
9	建物の登記事項証明書又は賃貸借契約その他使用権限を確認できる書類		・建物を所有予定の場合は、所有権移転に関する同意書 ・賃借予定の場合、建物の耐用年数以上に賃貸借契約を継続する旨の地権者からの承諾書
10	市税の滞納がない旨の誓約書兼納付状況を確認することの同意書	様式 6	八戸市に納付義務がない場合は、市町村税の納税証明書
11	事業計画書	様式 7-1 ～ 7-4	
12	法人事業実績書	様式 8	直近の現地指導による改善報告書の提出を求められた場合は、その書類の写し及び改善報告書の写し
13	町内会・地域住民・近隣住民への説明会開催 報告書	様式 9	

No.	書類の種類	様式	備考
14	青森県介護サービス事業所認証評価制度への取組が確認できる書類		
15	位置図及び写真		<ul style="list-style-type: none"> ・開設予定地の位置・形状が明確に分かるものとし、予定地をマーカー等で色付けすること。 ・開設予定地全体及び周辺建物等の状況が分かる写真を添付すること。
16	建築（改修）工程表		
17	建物の配置図、平面図、立面図		平面図は寸法、各室の用途及び面積が分かるものとする。
18	居室等面積一覧表	様式10	
19	設備・備品等一覧表	様式11	
20	法人決算書		最新のもの
21	資金計画書	様式12	事業所開設までに必要となる資金の見込みとその確保手段について記入すること。
22	収支見込書	様式13	開設後3年間の収支見込みを記入すること。
23	借入金償還予定表	様式14	
24	人員の配置計画書	様式15	
25	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式16-1 ～16-4	
26	介護職員処遇改善加算計画書（令和2年度用）を複写した書類		
27	協力医療機関（協力歯科医療機関）の位置図及び同意書 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は除く		指定を受けた場合に協力医療機関となることの同意書を添付すること。 （協力歯科医療機関があるときはその同意書も添付すること。）
28	損害賠償保険の資料		加入を予定している損害賠償保険の資料を添付すること。
29	運営規程		
30	利用者等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	様式17	

備考 様式を示していないものについては、任意のものを提出してください。

評 価 基 準

No.	大項目	中項目	内容	評 価 基 準	一次 審査	二次 審査	
1	応募者の状況	法人の信頼性	法人において既に運営している事業所(施設)の運営状況が良好か。 ※介護保険サービス事業所以外も含む	<input type="checkbox"/> 直近の現地指導において、改善報告書の提出を求められたことがない。	2	8	
				<input type="checkbox"/> 上記以外	1		
		法人の状況	地域住民への説明は行われているか。	<input type="checkbox"/> 開設予定地の町内会や近隣住民をはじめ地域住民に対して十分な説明を行い、同意が得られている。	2		
				<input type="checkbox"/> 上記以外	0		
		事業運営の方針	設置の理念、運営方針は適切か。	本社・本部等の所在地が市内にあるか。	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外		2 1
				青森県介護サービス事業所認証評価制度への取組	<input type="checkbox"/> 認証法人である。 <input type="checkbox"/> 認証評価制度の参加宣言法人である。 <input type="checkbox"/> 上記以外		2 1 0
					① 設置に当たっての理念、応募理由(他業種からの参入や当市での事業展開を含む。)や事業目的が明確に示されているか。 ② 高齢化社会における介護に関する課題を把握しているか。 ③ 介護保険制度全般、当該サービスの人員・運営基準等関係法令をどの程度理解しているか。 ④ 事業運営の方針は適切か。		
小 計					8	8	

No.	大項目	中項目	内容	評価基準	一次審査	二次審査	
2	整備計画	利用者等への配慮	利用者等へ配慮した整備方針となっているか。	① 利用者の特性に配慮した構造、設備となっているか。 ② スプリンクラー設備の設置など、防火防災安全対策に配慮した構造、設備となっているか。 ③ 来客用の駐車スペースは確保されているか。	/	5	
		資金計画	施設建設に係る資金計画は妥当か。	土地の取得、建設費の資金計画が妥当であるか。 ・ 確実性のない収入を見込んでいない。 ・ 借入れの場合、金融機関等との折衝が行われている。			7
			事業運営に係る収支見込みは妥当か。	① 開設初期の事業運営経費に関する資金確保策は具体的であるか。 ② 収支見込みが具体的であるか。 ・ 利用者の見込み、要介護度は妥当か。 ・ 借入れの場合、償還財源が運営費に比して大きすぎないか。			
小計					12		

No.	大項目	中項目	内容	評価基準	一次審査	二次審査	
3	職員の状況	職員の配置	職員の確保、勤務形態及び定着支援	① 開設時期に間に合う確保計画になっているか。 ② 職員の確保策に具体性はあるか。 ③ 職員が働き続けられるような配慮はあるか。(雇用形態、福利厚生、休暇、指導、相談体制等) ④ 安定的なサービスを提供できる勤務形態となっているか。	/	8	
		職員の処遇	賃金改善等の取組	<input type="checkbox"/> 既に運営している事業所(施設)において、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定している。 <input type="checkbox"/> 既に運営している事業所(施設)において、介護職員処遇改善加算のみを算定している。 <input type="checkbox"/> 開設する事業所(施設)において介護職員処遇改善加算を算定する予定である。 <input type="checkbox"/> 上記以外			4 3 2 0
		職員の経験・専門性	経験・専門性のある職員の確保策 職員の研修計画	経験・専門性のある職員の確保策に具体性はあるか。 ① 職員の質の向上を目指した研修計画となっているか。 ② 認知症ケアに関する理解を深め、実践する研修計画となっているか。			7
小計					4	15	

No.	大項目	中項目	内容	評価基準	一次 審査	二次 審査	
4	利用者計画	医療機関等との連携	協力医療機関との連携体制 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は除く	<input type="checkbox"/> 協力医療機関・協力歯科医療機関との連携の目処が立っている。 <input type="checkbox"/> 協力医療機関との連携の目処が立っている。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 1 0	15	
		利用者の処遇	利用者への処遇は適切か。	① 食費・居住費等の料金設定は適正か。 ② 課題分析(アセスメント)、ケアプラン(介護計画)の作成及びサービス提供後のモニタリング等についての具体的な方針がある ③ 認知症に対する考え方及び認知症ケアに対する具体的方針があるか。 ④ 重度者の受け入れ体制及び重度化や終末期に向けた方針があるか。 ⑤ 損害賠償保険の加入を予定しているか。			
			事故防止対策は適切か。	① 介護事故等発生時の対応についての基本方針等、リスクマネジメントに対する取組について考えているか。 ② 感染症(新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなど)や食中毒への対応が整備され、定期的な職員研修等を計画しているか。			5
		虐待防止等	虐待防止対策は適切か。 身体的拘束等の適正化について	虐待の防止や対応に関する基本的な考え方や取組、それを実現し継続するための方策が具体的である 身体的拘束等の適正化を図るための取組は適切か。 (主に認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護)			5
		要望・苦情の把握	意見・要望等の把握について	利用者等からの意見・要望・苦情を的確に把握し、介護サービスの向上・改善につながる具体的な方策があるか。			5
小 計					2	30	

No.	大項目	中項目	内容	評価基準	一次 審査	二次 審査
5	地域との連携	家族・地域との交流	家族・地域等との連携は確保される見通しか。	家族・地域住民との積極的な交流及び保健、福祉、医療機関等との連携が確保される見通しか。		8
		地域包括ケアシステム	地域包括ケアシステムへの取組は具体的であるか。	医療、居住施設、地域住民(老人クラブや町内会等)等との連携に向けた計画により、事業所(施設)機能の向上、地域の拠点としての役割を果たせるかどうか。		
小 計						8

No.	大項目	中項目	内容	評価基準	一次審査	二次審査
6	災害・安全対策	災害対策	災害対策は具体的に検討されているか。 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は評価基準の①～③	① 地震、火災などの災害対策は適切か。 ② 災害時における停電、非常食、日用品等の備蓄、燃料の確保などの対策は具体的か。 ③ 災害発生時にも、必要な介護サービスを継続的に提供するための体制が整備されているか。 ④ 非常災害時において、避難等の際に地域住民の協力が得られるような方策があるか。 ⑤ 被災者の受け入れ体制についてどのように考えているか。	/	5
		安全対策	開設予定地が土砂災害警戒区域等及び洪水浸水想定区域にかかっているか。 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は除く	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)にかかっている。 <input type="checkbox"/> 洪水浸水想定区域(想定浸水深3m以上)にかかっている。 <input type="checkbox"/> 上記に該当するが、増設または特定施設への転換である。 <input type="checkbox"/> 上記以外		
小 計					3	5

No.	内 容	一次審査	二次審査
7	応募内容全体における評価	/	5
小 計			5

	一次審査	二次審査
全体の配点(定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く)	17	83
合計		100
全体の配点(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)	12	83
合計		95

「第8期八戸市高齢者福祉計画に基づく介護施設等の整備及び運営事業者募集要項」における第7期計画募集要項からの主な変更点

制度改正等の概要	募集要項変更点
<p>【都市計画法等の改正(令和4年4月施行予定)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制を目的として、介護施設等を含む自己業務用施設の災害危険区域等での開発が原則禁止となる。 ・令和3年度以降の地域医療介護総合確保基金における災害レッドゾーンの整備に関する取扱い ⇒新規整備は原則補助の対象としない。浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、必要に応じて安全上及び避難上の対策を補助の条件とする予定。 <p>【高齢者福祉施設における避難の実効性を高める方策について(令和3年3月公表)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会(厚生労働省老健局、国土交通省水管理・国土保全局)まとめ ・新たに設置される施設については、地方公共団体が災害リスクの低い地域に誘導することや施設利用者の居住スペースを想定される浸水深よりも高い位置に設けること、垂直避難のための設備をあらかじめ装備することなどを促す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害レッドゾーンの整備は認めない。 ・第7期計画までは12圏域間の整備の均衡に配慮した配点としていたが、圏域を問わず、浸水想定区域以外への整備を促す。
<p>【介護保険制度改正(令和3年度～)】</p> <p>○感染症や災害への対応力の強化 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付け(3年間の経過措置期間あり)</p> <p>○介護人材の確保 特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進等、介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組を推進</p> <p>○認知症への対応力向上 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置を義務付け(3年間の経過措置あり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害・安全対策の項目に、災害発生時の継続的なサービス提供体制に関する評価基準を追加 ・職員の状況の項目に、処遇改善加算等賃金改善の取組に関する評価基準を追加 ・職員の状況の項目に、認知症ケアに関する職員研修に関する評価基準を追加

第7期八戸市高齢者福祉計画の進捗状況について

【実施状況】◎:100%以上、○:50%以上、△:50%未満、×:未実施

施策	目標とする指標	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度				
				目標値	実績	実施状況	新型コロナウイルスによる影響	備考
1. 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムの構築・深化								
地域包括支援センターの体制強化	委託型地域包括支援センター設置数	12か所	12か所	12か所	12か所	◎		
	基幹型地域包括支援センター設置数	1か所	1か所	1か所	1か所	◎		
	3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等)配置数	48人	48人	45人	48人	◎		
	地域包括支援センター運営協議会開催回数	2回	2回	2回	2回	◎		
	包括的支援事業研修会開催回数	3回	3回	3回	3回	◎		
	包括的支援事業研修会出席者数(延べ)	204人	304人	300人	152人	○	集合研修は人数制限	
	地域包括支援センター関係職員連絡会議開催回数	3回	3回	3回	0回	×	中止	
在宅医療・介護連携の推進	医療・介護連携マップ掲載事業所数	1,090事業所	1,103事業所	1,050事業所	1,093事業所	◎		
	多職種連携意見交換会開催回数	3回	3回	3回	2回	○	1回中止(11月11日開催予定分)	
	多職種連携意見交換会出席者数(延べ)	82人	99人	70人	71人	◎	1回中止(11月11日開催予定分)	
	多職種連携研修会開催回数	1回	1回	1回	1回	◎		
	多職種連携研修会出席者数	107人	89人	105人	88人	○	ハイブリッド形式(集合研修は人数制限)	
	在宅療養相談窓口相談件数 ※2018(平成30)年4月に設置	104件	105件	100件	42件	△		
認知症施策の推進	認知症サポーター数(累計人数)	18,148人	19,832人	20,000人	20,022人	◎	養成講座の開催回数の減少	
	地域回想法開催回数	8回	8回	16回	8回	◎		
	地域回想法参加人数(延べ)	62人	67人	92人	60人	○		
	認知症フォーラム参加者数	213人	219人	250人	0人	×	中止	
	認知症初期集中支援チーム対応件数 ※2017(平成29)年10月に設置	9件	9件	16件	6件	△		
	認知症地域支援推進員数	18人	27人	21人	24人	◎		

第7期八戸市高齢者福祉計画の進捗状況について

【実施状況】◎:100%以上、○:50%以上、△:50%未満、×:未実施

施策	目標とする指標	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度				
				目標値	実績	実施状況	新型コロナウイルスによる影響	備考
生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	第1層協議体設置数	1か所	1か所	1か所	1か所	◎		
	第1層生活支援コーディネーター数	2人	2人	2人	2人	◎		
	第2層協議体設置数	12か所	12か所	12か所	12か所	◎		
	第2層生活支援コーディネーター数	24人	24人	12人	24人	◎		
	ワークショップ開催回数	3回	3回	3回	3回	◎		
地域ケア会議の推進	地域ケア個別会議開催回数	52回	67回	72回	47回	○	開催時期遅延	
	地域ケア個別会議検討ケース数	53件	71件	144件	60件	△	開催時期遅延	
	圏域ケア推進会議開催回数	13回	21回	24回	17回	○	開催時期遅延	
	地域ケア推進会議開催回数	1回	2回	1回	2回	◎		
高齢者の居住安定に係る施策との連携	養護老人ホームの定員数(市内1施設)	50人	50人	60人	50人	○		長生園の定員変更のため
	軽費老人ホームの定員数(市内5施設)	170人	170人	170人	170人	◎		
	生活支援ハウスの定員数(市内2施設)	20人	20人	20人	20人	◎		
	指導監査・立入検査実施件数 ※中核市移行に伴う移譲事務	39件	38件	34件	40件	◎		

第7期八戸市高齢者福祉計画の進捗状況について

【実施状況】◎:100%以上、○:50%以上、△:50%未満、×:未実施

施策	目標とする指標	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度					
				目標値	実績	実施状況	新型コロナウイルスによる影響	備考	
2. 介護が必要な人とその家族の生活全体を支える介護サービスの充実									
介護人材の確保と資質の向上	介護型全世代ライフプラン形成事業参加者のうち、参加後に介護に対するイメージが向上した人の割合 ※2018(平成30)年度新規事業	90.9%	-	50%	-	×		令和2年度は中学生に向け、介護職の魅力をPRする冊子を作成し、市内の全中高生約14,000人に配付。	
	青森県介護サービス事業所認証評価制度における認証法人数	8法人	7法人	10法人	10法人	◎			
介護保険制度の適正な運営	介護給付適正化事業の推進	別紙資料3参照							
	介護事業者への指導・監督の強化	148事業所	152事業所	—	126事業所	○	8事業所の実地指導を延期	令和3年度で実施の予定。	
適正な介護サービス提供体制の整備	サービス種類	第7期整備数	開設事業者		設置場所		事業開始		
	地域密着型介護老人福祉施設(短期入所生活介護併設)	29床(1施設)	社会福祉法人吉幸会		北白山台五丁目2-15(長者・白山台圏域)		令和2年5月25日		
		29床(1施設)	社会福祉法人吉幸会		小中野五丁目10-1(小中野・江陽圏域)		令和3年5月25日		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護(夜間対応型訪問介護併設)	1事業所	応募なし						
	夜間対応型訪問介護	1事業所	社会福祉法人同伸会		大久保字大山32-1(白銀南・鮫・南浜圏域)		平成30年4月1日		
	認知症対応型共同生活介護	9床	有限会社ケア・ユニーク		大久保字大塚17-1055(大館・東圏域)		令和元年12月23日		
		18床	医療法人メディカルフロンティア		西白山台五丁目3-12(長者・白山台圏域)		令和2年7月21日		
	看護小規模多機能型居宅介護	1事業所	社会福祉法人信和会		江陽二丁目1-32(小中野・江陽圏域)		令和元年6月1日		
1事業所		八戸医療生活協同組合		南類家一丁目13-10(柏崎・吹上圏域)		令和2年2月1日			

第7期八戸市高齢者福祉計画の進捗状況について

【実施状況】◎:100%以上、○:50%以上、△:50%未満、×:未実施

施策	目標とする指標	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度				
				目標値	実績	実施状況	新型コロナウイルスによる影響	備考
3. 高齢者が生きがいをもち、地域の担い手となるための健康・生きがいづくりの推進								
健康づくりの推進	マッサージ等施術費助成券交付者数	542人	492人	650人	395人	○		
	ほっとサロン実施地区数	24地区	24地区	25地区	17地区	○	7地区で活動中止	
	ほっとサロン参加者数(延べ)	18,209人	16,869人	17,000人	5,970人	△	7地区で活動中止	
	老人いこいの家等利用者数(延べ)	59,023人	56,185人	64,400人	29,973人	△	4～5月休館	
自立支援・介護予防の推進	介護予防教室実施回数	300回	351回	400回	165回	△	開催時期遅延	
	介護予防教室参加者数(延べ)	5,595人	6,169人	6,500人	2,092人	△	開催時期遅延	
	総合事業の多様なサービスの提供	従来相当及びC	従来相当、訪問A、訪問C及び通所C	状況に応じて左記以外の多様なサービスを追加	従来相当、訪問A、訪問C及び通所C	◎		
生きがいづくりの推進・社会参加の促進	老人クラブ団体数	156クラブ	152クラブ	170クラブ	146クラブ	○	活動を自粛するクラブの増加	
	老人クラブ会員数	5,470人	5,184人	6,300人	4,671人	○	活動を自粛するクラブの増加	
	シニアはつらつボランティア受入施設数	83施設	84施設	対象施設の範囲を拡大	84施設	◎		
	シニアはつらつボランティア活動実人数	113人	120人	160人	12人	△	4月10日以降活動休止	
	鷗盟大学学生数(1・2学年合計)	122人	139人	150人	142人	○	1年間休校	
	特別乗車証交付枚数	14,956枚	15,216枚	15,000枚	14,248枚	○		

第7期八戸市高齢者福祉計画の進捗状況について

【実施状況】◎:100%以上、○:50%以上、△:50%未満、×:未実施

施策	目標とする指標	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度				
				目標値	実績	実施状況	新型コロナウイルスによる影響	備考
4. 全ての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心な暮らしの確保								
地域見守り体制の充実	見守りネットワーク立上げ町内数	35町内	35町内	50町内	38町内	○		
	八戸市あんしんカード登録者数	296人	321人	330人	330人	◎		
	東日本大震災被災高齢者訪問数 ※65歳以上を対象としているため、経年により世帯数・人数の増加が見込まれます	112世帯 156人	103世帯 154人	140世帯 210人	109世帯 151人	○		
成年後見制度の利用促進	市民後見人登録者数	12人	18人	40人	18人	△		養成研修修了者が見込みを下回ったため
	市民後見人推薦件数	3件	1件	3件	1件	△		家庭裁判所からの推薦依頼がないため
	市民後見推進協議会開催回数	5回	4回	5回	2回	△	うち1回は書面決議	
	市民後見人フォローアップ研修開催回数	4回	3回	4回	3回	○	集合研修:1回 オンライン配信:2回 自己学習シート配付:1回	
	市民後見人フォローアップ研修出席率	61.8%	80.0%	85.0%	75.9%	○		
	成年後見センター相談件数	377件	356件	340件	278件	○		
	市長申立て件数	15件	10件	25件	12件	△		
虐待防止の強化	高齢者虐待防止研修会開催回数	1回	1回	1回	1回	◎	オンライン形式に変更	
	高齢者虐待防止研修会出席者数	109人	139人	230人	828人	◎	オンライン形式に変更	
	高齢者・障がい者虐待対策ケース会議開催回数	1回	1回	1回	1回	◎		
在宅生活支援の充実	緊急通報装置設置台数	170台	208台	130台	231台	◎		
	寝具洗濯乾燥消毒サービス利用者数(延べ)	69人	81人	90人	60人	○		申請件数の減少
	新規配付対象者救急医療情報キット普及率	94.6%	87.8%	90.0%	92.3%	◎		
	老人福祉電話貸与台数	40台	38台	44台	38台	○		
	介護用品支給実人数	155人	156人	152人	145人	○		

第7期八戸市高齢者福祉計画の進捗状況について

【実施状況】 ◎:100%以上、○:50%以上、△:50%未満、×:未実施

施策	目標とする指標	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度				
				目標値	実績	実施状況	新型コロナウイルスによる影響	備考

実施状況	項目数	割合
◎	29	44%
○	22	33%
△	12	18%
×	3	5%
合計	66	100%
コロナの影響	24	36%

八戸市介護給付適正化計画の実施状況について

実施事業	平成30年度 実施状況	令和元年度 実施状況	令和2年度				
			実施目標	実施状況	新型コロナウイルスによる影響	備考	
1. 主要5事業							
① 要介護認定の適正化							
認定調査票の点検	8,720件(全件)	8,903件(全件)	全件の点検	5,989件(全件)		認定有効期間延長(2年→3年)による申請件数の減	
認定調査員等研修会の開催	H30.7.25 実施	R1.7.24 実施	1回	1回	集合研修に代えて資料配布により実施		
認定調査員向けe-ラーニングシステム受講の推奨	134人(登録者数)	152人(登録者数)	周知に努めるとともに、受講状況の定期的な確認	155人(登録者数)		全国テスト問題を研修資料として配布。登録者のうち未受講者もあり受講の勧奨方法が課題。	
② ケアプランの点検	70件	84件	50件	91件	面談回数を減らしヒアリングシートを利用	令和2年度は7月から実施。居宅介護支援事業所の実地指導でも点検実施。	
③ 住宅改修等の点検							
住宅改修の点検	訪問調査	30件	31件	申請件数の1割又は30件	22件	申請件数の減少(H30:238件、R元:275件、R2:207件)	リハビリテーション専門職への相談や同行点検を開始(1件)。
	施工業者の登録制度導入			施工業者の登録制度を検討	未実施		類似都市の状況を確認し、精査した結果、導入を見送ることとした。
福祉用具購入・貸与調査	訪問調査	10件	11件	10件	10件	リハビリテーション専門職の同行点検実施を縮小	リハビリテーション専門職への相談や同行点検を開始(1件)。
④ 縦覧点検・医療情報との突合							
縦覧点検	算定期間回数制限チェック	1,849件	2,091件	国保連より給付実績をもとに提供される縦覧点検帳票を活用し、点検項目の拡充を図る。事業所へ返還事例を周知。	2,231件		
	単独請求明細書における算定期間回数制限チェック						
	重複請求縦覧チェック						
	居宅介護支援請求におけるサービス実施状況チェック						
入退所を繰り返す受給者チェック	601件	613件	697件				
要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者	42件	26件	27件				
医療情報との突合	88件	74件	事業所へ返還事例を周知。	64件			
⑤ 給付費通知	1,646件	1,782件	負担限度額に対して一定以上の割合でサービスを利用している人を抽出して通知	1,739件			
2. 主要5事業以外の取組							
① 認知症加算や利用サービスの整合性についての点検	認定情報、請求実績との整合性確認	—	過誤 73件 返還額 1,377,650円	訪問系サービスについて重点的に点検を行うとともに、事業所へ返還事例を周知	過誤 20件 返還額 175,400円		※左記に加え、特定事業所集中減算届出書と国保連提供のケアプラン分析表との整合性確認を行った。 過誤 818件・返還額 1,636,000円
② 軽度者における福祉用具貸与条件についての点検		過誤 4件 返還額 8,000円	過誤 2件 返還額 30,000円		過誤 4件 返還額 26,172円		